

本市の高齢化の状況等について

1 全国における高齢化の状況

我が国の65歳以上の高齢者人口は、平成28年10月1日時点で、3,459万人（前年3,387万人）を数え、総人口（1億2,693万人）に占める割合（高齢化率）は27.3%（前年26.6%）と、初めて27%を超え、過去最高となっています。

また、高齢者人口のうち、65～74歳の前期高齢者は1,768万人、75歳以上の後期高齢者は1,691万人となり、総人口に占める割合はそれぞれ13.9%、13.3%となっています。

単位：万人（人口）、%（構成比）

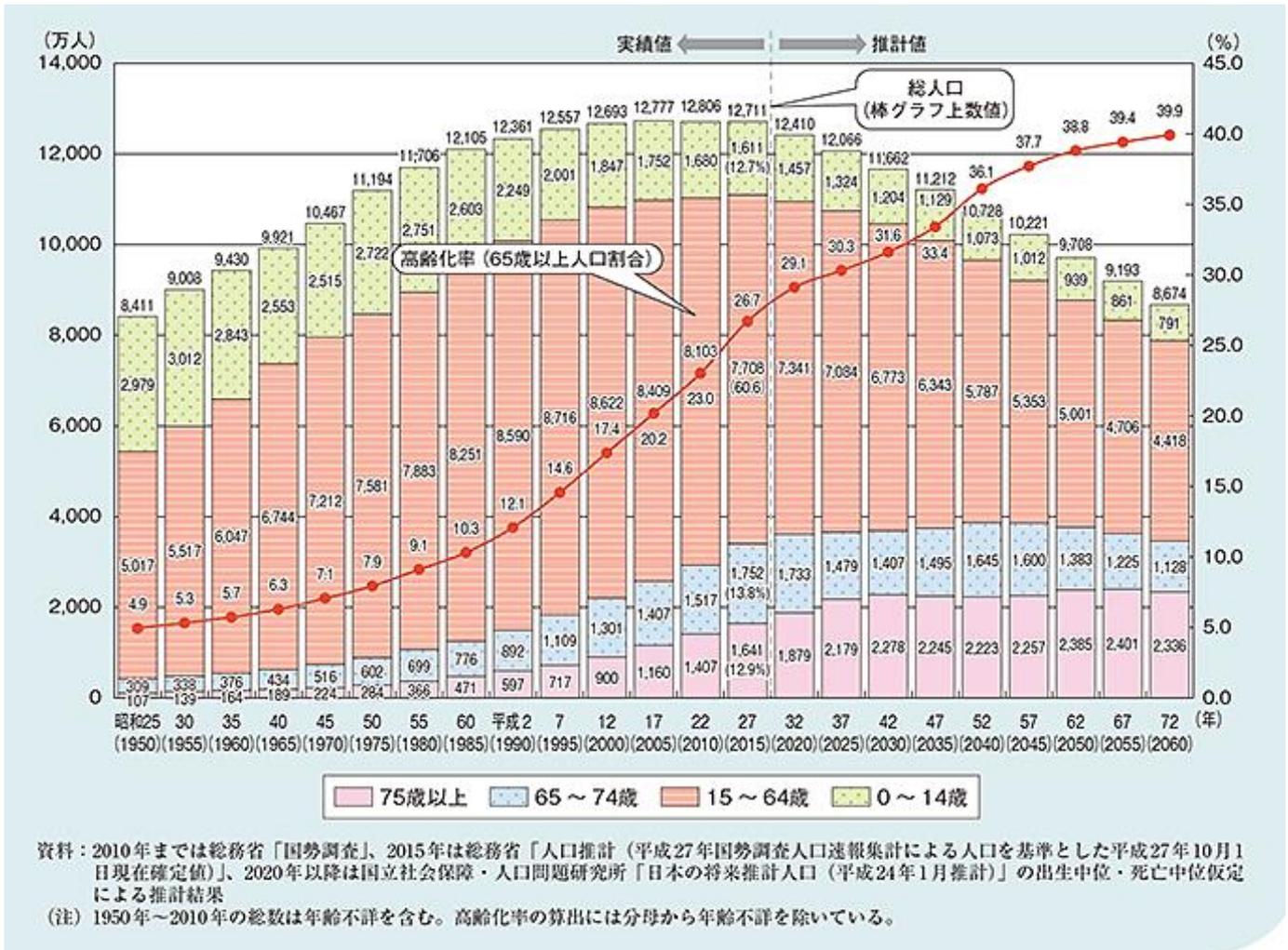
		平成28年10月1日			平成27年10月1日		
		総数	男	女	総数	男	女
人口	総人口	12,693	6,176	6,517	12,710	6,185	6,525
	高齢者人口（65歳以上）	3,459	1,500	1,959	3,387	1,466	1,921
	65～74歳人口（前期高齢者）	1,768	842	926	1,755	835	920
	75歳以上人口（後期高齢者）	1,691	658	1,033	1,632	631	1,001
	生産年齢人口（15～64歳）	7,656	3,868	3,788	7,728	3,902	3,826
	年少人口（0～14歳）	1,578	808	770	1,595	817	778
構成比	総人口	100.0%	100.0%	100.0%	100.0%	100.0%	100.0%
	高齢者人口（高齢化率）	27.3%	24.3%	30.1%	26.6%	23.7%	29.4%
	65～74歳人口	13.9%	13.6%	14.2%	13.8%	13.5%	14.1%
	75歳以上人口	13.3%	10.7%	15.9%	12.8%	10.2%	15.3%
	生産年齢人口	60.3%	62.6%	58.1%	60.8%	63.1%	58.6%
	年少人口	12.4%	13.1%	11.8%	12.5%	13.2%	11.9%

*総務省「人口推計」（各年10月1日現在）より作成

(1) 高齢化の推移と将来推計

今後、総人口は長期の人口減少過程に入らる中で、高齢者人口は、団塊の世代が75歳以上となる平成37(2025)年には3,657万人に達すると見込まれています。

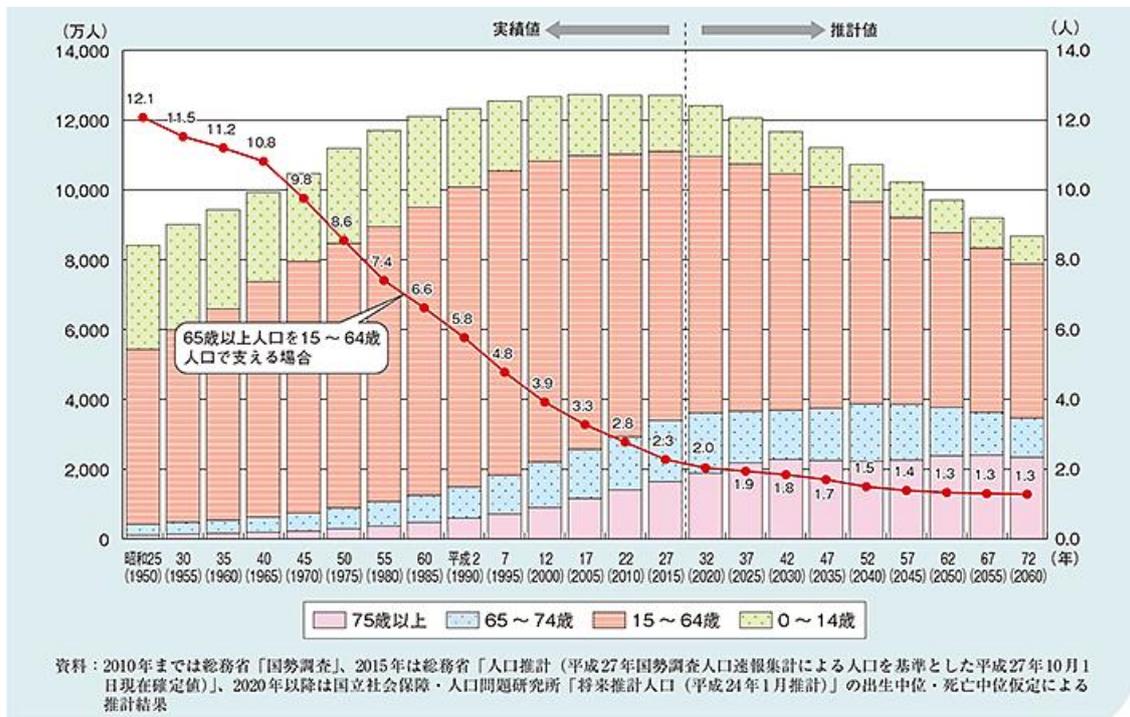
また、65~74歳人口(前期高齢者)は平成28(2016)年にピークを迎え、その一方で75歳以上人口(後期高齢者)は増加を続け、平成29(2017)年には前期高齢者を上回り、その後も増加傾向が続くものと見込まれています。



【出典】平成28年版高齢社会白書

(2) 高齢者人口と生産年齢人口の比率

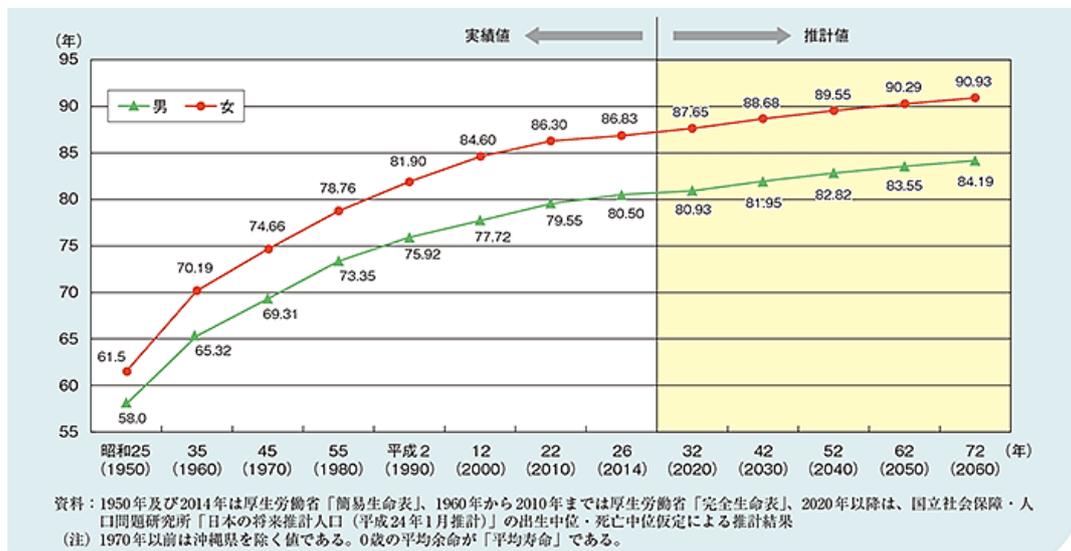
65歳以上の高齢者人口と15～64歳の生産年齢人口の比率は、平成27(2015)年には、高齢者1人に対して、生産年齢人口は2.3人になっています。今後、この比率は低下し、平成72(2060)年には、高齢者1人に対して生産年齢人口が1.3人の比率になると見込まれています。



【出典】平成28年版高齢社会白書

(3) 平均寿命の推移と将来推計

我が国の平均寿命は、平成26(2014)年現在で、男性80.50歳、女性86.83歳となっており、今後、男女とも引き続き平均寿命は延びて、平成72(2060)年には、男性84.19歳、女性90.93歳となり、女性の平均寿命が90歳を超えることが見込まれています。



*平成28年版高齢社会白書及び厚生労働省「簡易生命表」より作成

(4) ひとり暮らし高齢者の動向

65歳以上のひとり暮らし高齢者の増加は、男女ともに顕著となると推計されており、平成37(2025)年には、全国で約701万人になるものと推計されています。



資料：平成22年までは総務省「国勢調査」、平成27年以降は国立社会保障・人口問題研究所「日本の世帯数の将来推計（平成25（2013）年1月推計）」、「日本の将来推計人口（平成24（2012）年1月推計）」
 (注1)「一人暮らし」とは、上記の調査・推計における「単独世帯」のことを指す。
 (注2) 棒グラフ上の（ ）内は65歳以上の一人暮らし高齢者の男女計
 (注3) 四捨五入のため合計は必ずしも一致しない。

【出典】平成28年版高齢社会白書

(5) 介護給付と保険料の推移

高齢化の進展により、介護給付も上昇の一途をたどっており、2025年には介護保険第1号被保険者の保険料が全国平均で8,165円(現行の第6期全国平均は5,514円)となることを見込まれています。

事業運営期間	事業計画	給付(総費用額)	保険料	介護報酬の改定率
2000年度	第一期	3.6兆円	2,911円 (全国平均)	H15年度改定 ▲2.3%
2001年度		4.6兆円		
2002年度		5.2兆円		
2003年度	第二期	5.7兆円	3,293円 (全国平均)	H17年度改定 ▲1.9%
2004年度		6.2兆円		
2005年度		6.4兆円		
2006年度	第三期	6.4兆円	4,090円 (全国平均)	H18年度改定 ▲0.5%
2007年度		6.7兆円		
2008年度		6.9兆円		
2009年度	第四期	7.4兆円	4,160円 (全国平均)	H21年度改定 +3.0%
2010年度		7.8兆円		
2011年度		8.2兆円		
2012年度	第五期	8.8兆円	4,972円 (全国平均)	H24年度改定 +1.2%
2013年度		9.2兆円		
2014年度		9.6兆円		
2015年度	第六期	10.1兆円	5,514円 (全国平均)	消費税率引上げに伴う H26年度改定 +0.63%
2016年度		10.4兆円		
2017年度		10.8兆円		
2020年度			6,771円 (全国平均)	H27年度改定 ▲2.27%
2025年度			8,165円 (全国平均)	H29年度改定 +1.14%

※2014年度までは実績であり、2015～2017年度は当初予算である。
 ※2020年度及び2025年度の保険料は全国の保険者が作成した第6期介護保険事業計画における推計値。

【出典】平成29年4月26日開催「社会保障審議会(介護給付費分科会)」資料

2 本市における高齢化の状況

全国的な傾向と同様に、仙台市においても、高齢化は、確実に進展しています。平成29(2017)年4月1日現在の65歳以上の高齢者人口は、23万9,903人(前年同期23万3,525人)となり、人口全体(105万3,717人)に占める割合(高齢化率)は、22.8%(前年同期22.2%)と、増加傾向が続いています。

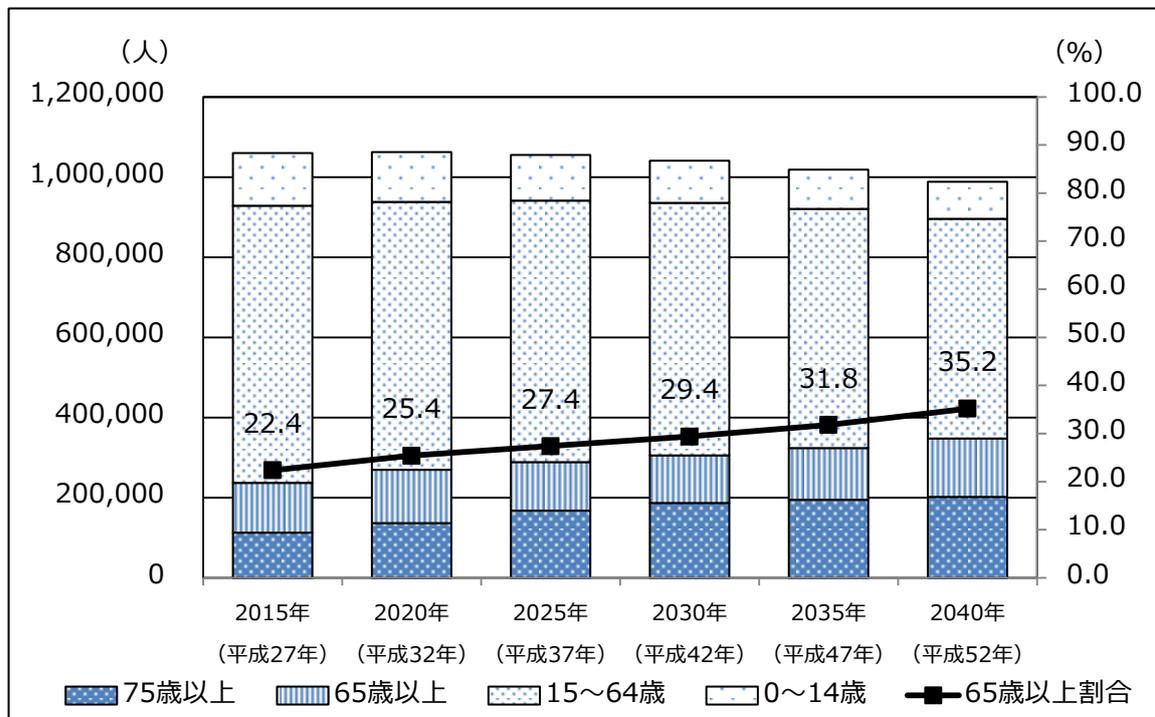
単位:人(人口)、%(構成比)

		平成29年4月1日			平成28年4月1日			平成27年4月1日		
		総数	男	女	総数	男	女	総数	男	女
人口	総人口	1,053,717	510,510	543,207	1,053,304	510,335	542,969	1,050,296	509,071	541,225
	高齢者人口(65歳以上)	239,903	103,492	136,411	233,525	100,804	132,721	225,579	97,147	128,432
	65～74歳人口(前期高齢者)	126,617	59,553	67,064	124,657	58,699	65,958	120,600	56,680	63,920
	75歳以上人口(後期高齢者)	113,286	43,939	69,347	108,868	42,105	66,763	104,979	40,467	64,512
	生産年齢人口(15～64歳)	678,908	337,780	341,128	683,321	339,617	343,704	687,414	341,586	345,828
	年少人口(0～14歳)	134,906	69,238	65,668	136,458	69,914	66,544	137,303	70,338	66,965
構成比	総人口	100.0%	100.0%	100.0%	100.0%	100.0%	100.0%	100.0%	100.0%	100.0%
	高齢者人口(高齢化率)	22.8%	20.3%	25.1%	22.2%	19.8%	24.4%	21.5%	19.1%	23.7%
	65～74歳人口	12.0%	11.7%	12.3%	11.8%	11.5%	12.1%	11.5%	11.1%	11.8%
	75歳以上人口	10.8%	8.6%	12.8%	10.3%	8.3%	12.3%	10.0%	7.9%	11.9%
	生産年齢人口	64.4%	66.2%	62.8%	64.9%	66.5%	63.3%	65.4%	67.1%	63.9%
	年少人口	12.8%	13.6%	12.1%	13.0%	13.7%	12.3%	13.1%	13.8%	12.4%

*住民基本台帳による区、年齢各歳、男女別人口(日本人及び外国人)より作成

(1) 将来人口の推移

今後も引き続き 65 歳以上の高齢者が人口全体に占める割合は増加し続け、平成 37 (2025) 年には 27.4%に、平成 52 (2040) 年には 35.2%に達する見込みとなっています。



* 国立社会保障・人口問題研究所「日本の地域別将来推計人口 (H25. 3)」より作成

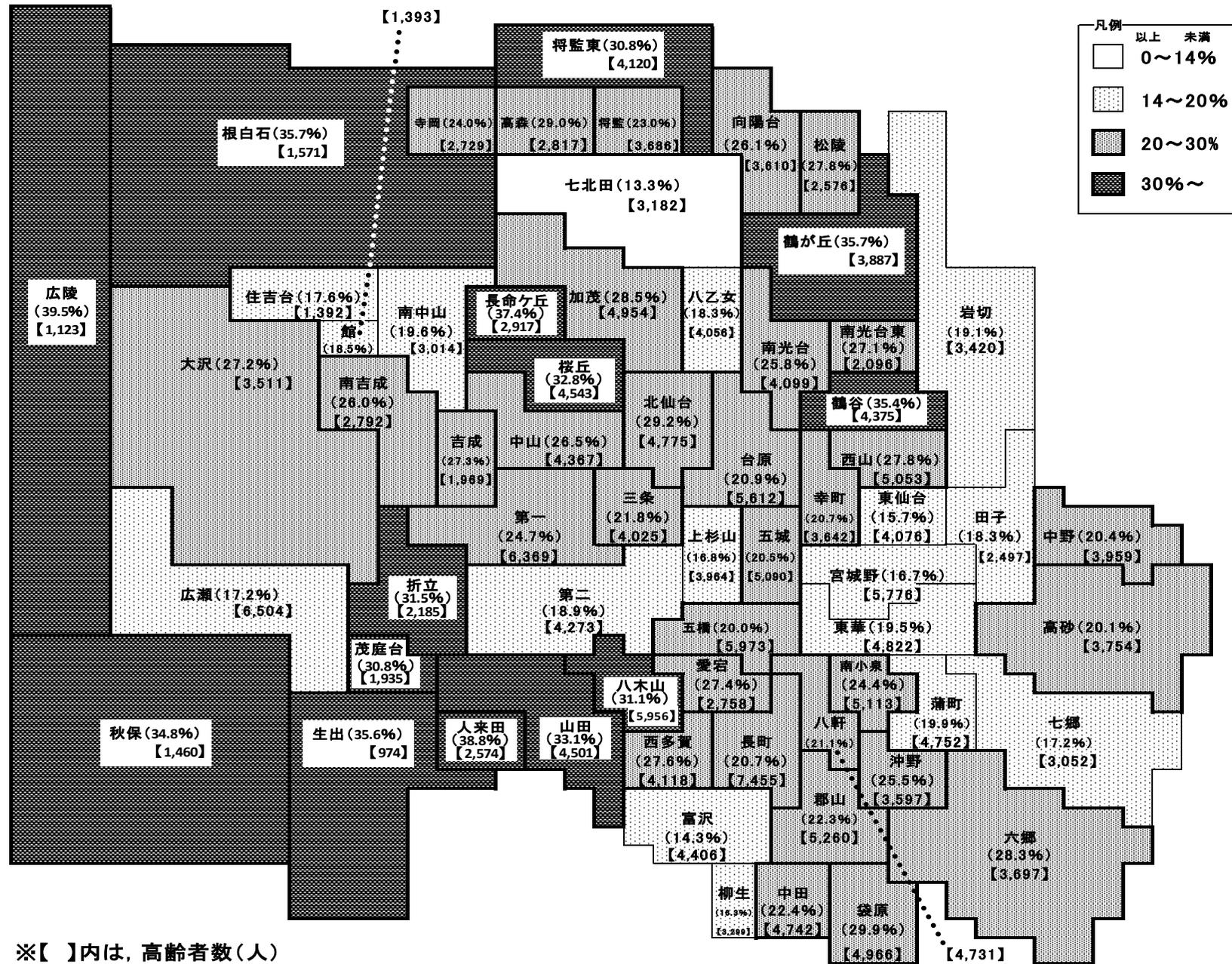
(2) 中学校区別高齢化率

平成 29 年 4 月 1 日現在の中学校区別の高齢化率と高齢者人口は、8 ページのとおりとなっています。9 ページの平成 26 年 10 月 1 日現在と比較すると、全区において高齢化率は上昇しています。

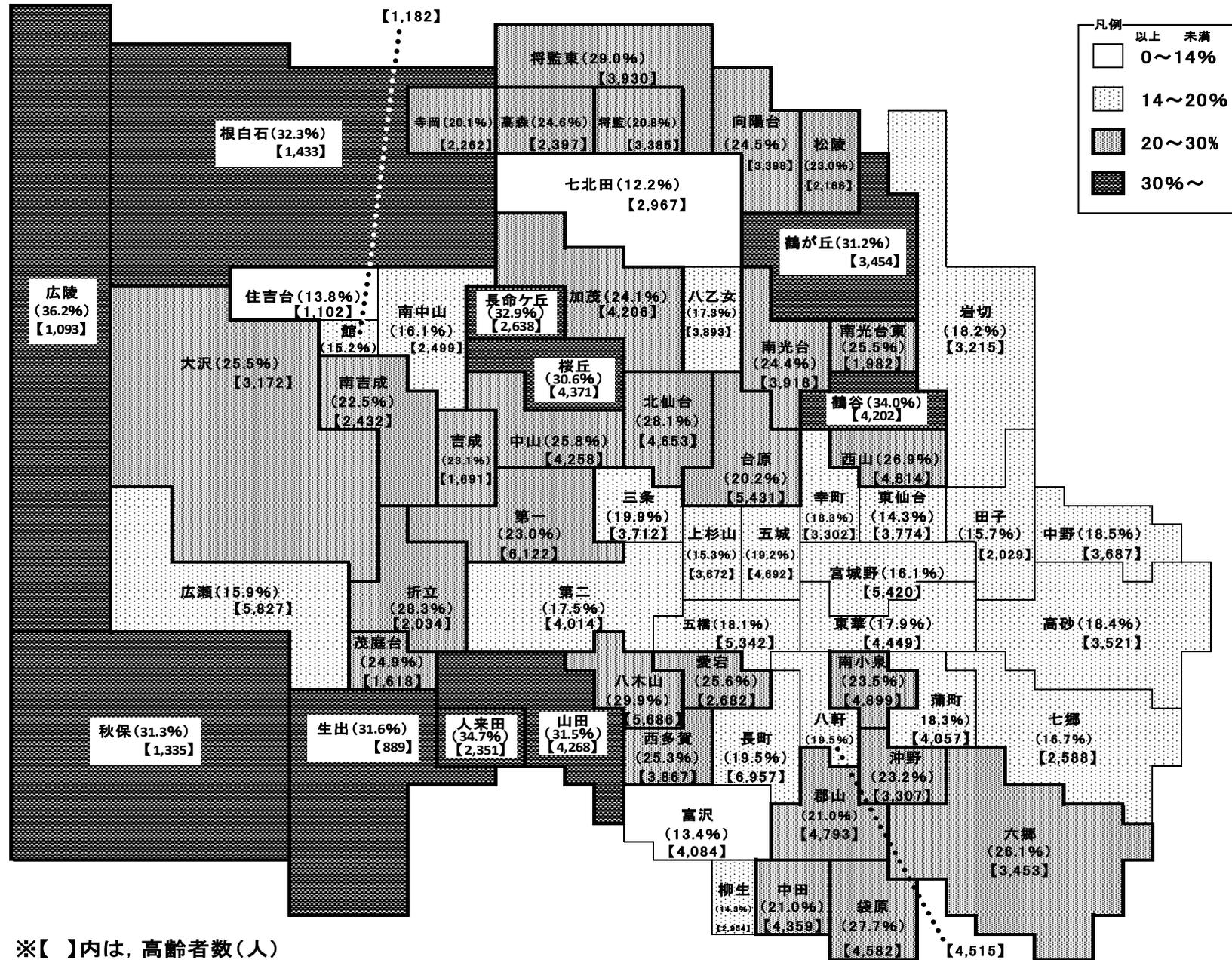
<参考>中学校区と日常生活圏域について

本市では、地理的条件や人口、交通事情その他の社会的条件、介護給付等サービスを提供するための施設の整備状況等に加え、高齢者が住み慣れた地域で生活を継続できるように、保健福祉や医療関連施設さらに民生委員・町内会・ボランティアなど人的資源の存在等を総合的に勘案し、「中学校区」を介護保険事業計画における日常生活圏域として設定しています。

<中学校区別高齢化率(平成29年4月1日現在)>

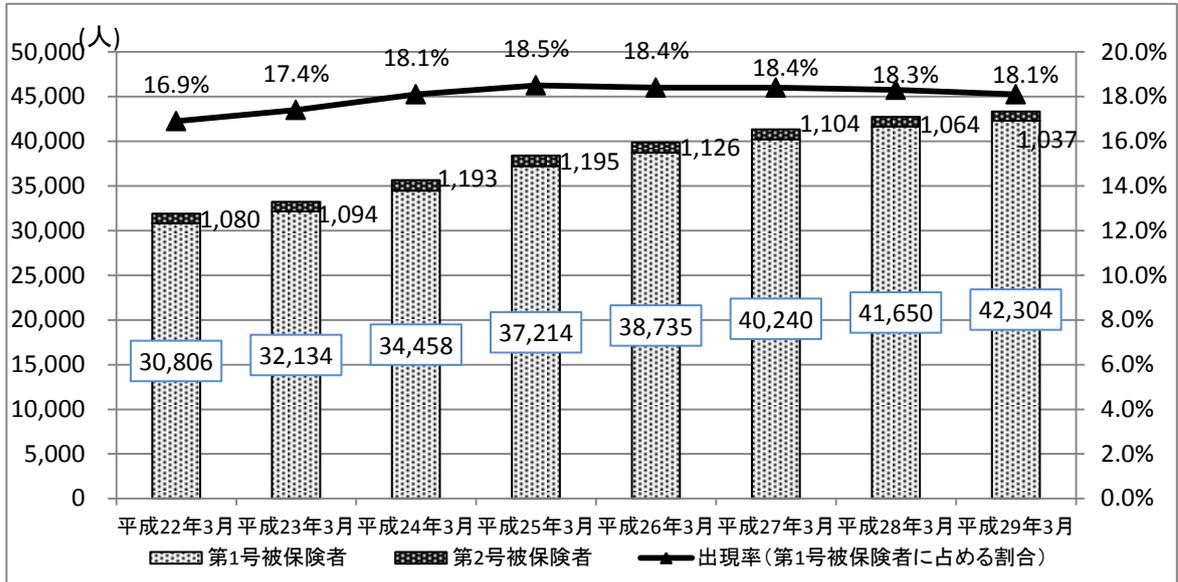


<中学校区別高齢化率(平成26年10月1日現在)>



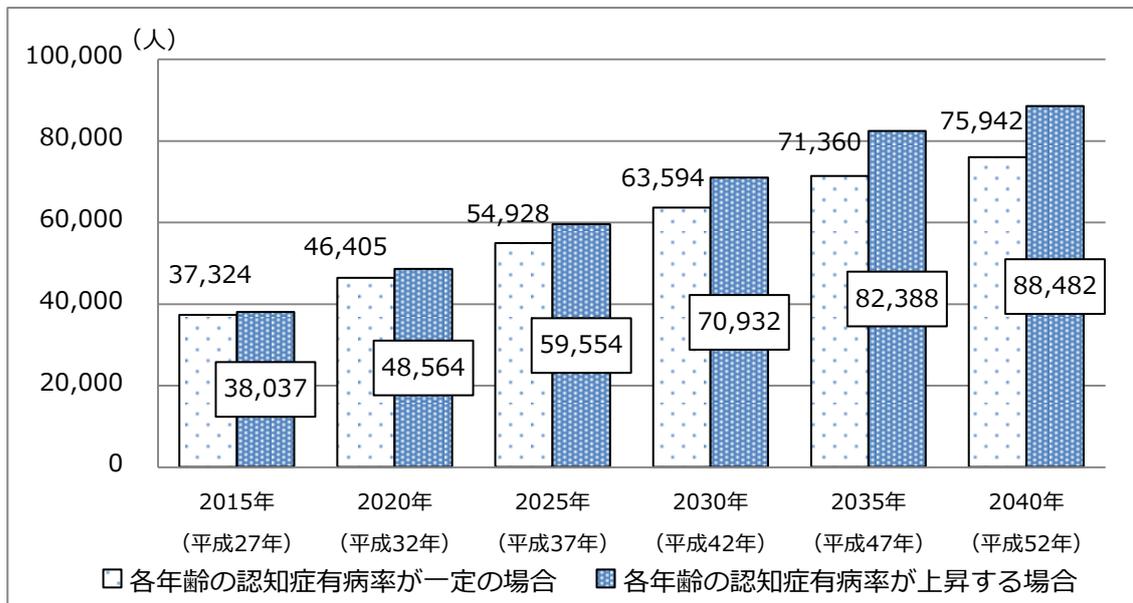
(3) 要介護・要支援認定者数の推移

本市の要介護・要支援認定者数は、平成 29 年 3 月末時点で 43,341 人、そのうち第 1 号被保険者（65 歳以上の方）が 42,304 人となっています。今後も、高齢者数の増加に伴い、認定者数の増加傾向が続くことが見込まれます。



(4) 認知症高齢者数の推移

本市の 65 歳以上の認知症高齢者の将来推計についてみると、各年齢の認知症有病率が糖尿病有病率の増加により上昇すると仮定した場合、平成 37 (2025) 年には約 6 万人、10 年後の平成 47 (2035) 年には 8 万人を超えることが予想されます。



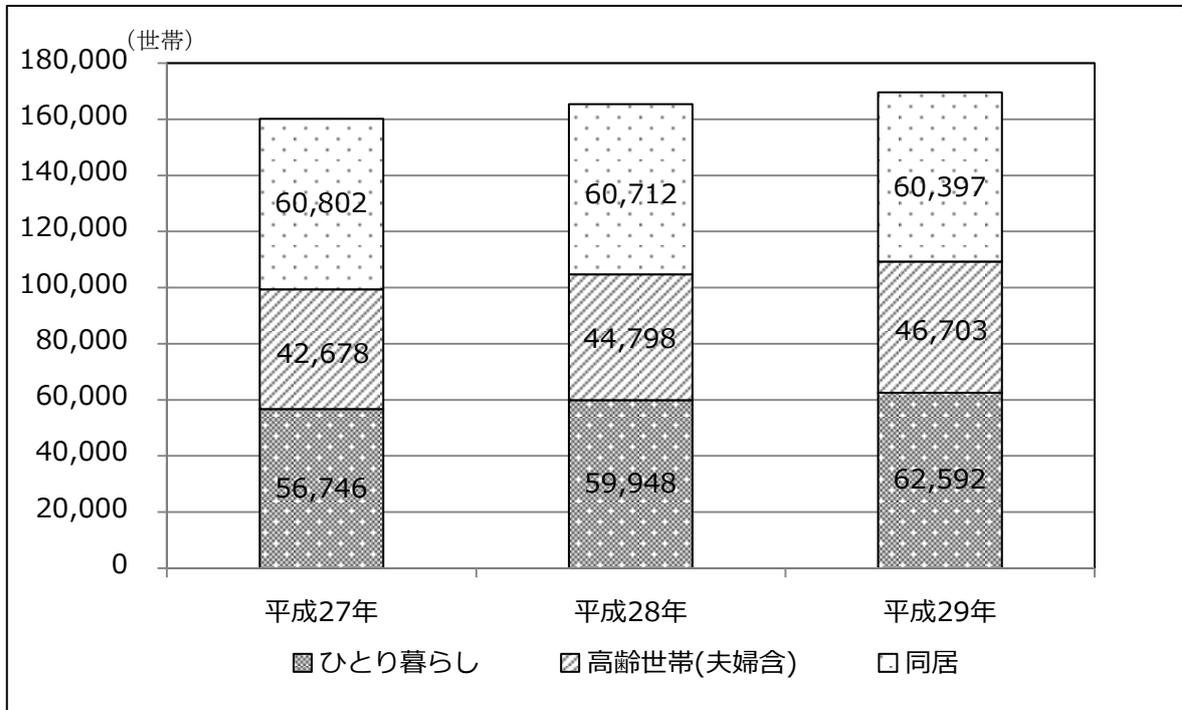
* 65 歳以上人口（国立社会保障・人口問題研究所「将来推計人口（H25.3）」）を基に、「日本における認知症の高齢者人口の将来推計に関する研究（平成 26 年度厚生労働科学研究費補助金特別研究事業 九州大学 二宮教授）」より推計

(5) 在宅高齢者の世帯状況

本市のひとり暮らしの方や、65歳以上の方のみで構成される高齢世帯は、徐々に増加しています。

○65歳以上の高齢者を含む世帯の状況

(各年4月1日現在)



*住民基本台帳から抽出したデータにより作成

3 介護保険制度改正の概要

現在、平成 29 年通常国会において、「地域包括ケアシステムの強化のための介護保険法等の一部を改正する法律案」が審議されています。

この法律案では、高齢者の自立支援と要介護状態の重度化防止、地域共生社会の実現を図るとともに、制度の持続可能性を確保することに配慮し、サービスを必要とする方に必要なサービスが提供されるようにするため、介護保険法等の改正が盛り込まれています。

制度改正の概要

●地域包括ケアシステムの深化・推進

(1) 自立支援・重度化防止に向けた保険者機能の強化等の取組の推進（介護保険法）

- 全市町村が保険者機能を発揮し、自立支援・重度化防止に向けて取り組む仕組みの制度化
 - ・国から提供されたデータを分析の上、介護保険事業（支援）計画を策定。計画に介護予防・重度化防止等の取組内容と目標を記載
 - ・都道府県による市町村に対する支援事業の創設
 - ・財政的インセンティブの付与の規定の整備
 - ・地域包括支援センターの機能強化（市町村による評価の義務づけ等）
 - ・居宅サービス事業者の指定等に対する保険者の関与強化（小規模多機能等を普及させる観点からの指定拒否の仕組み等の導入）
 - ・認知症施策の推進（新オレンジプランの基本的な考え方（普及・啓発等の関連施策の総合的な推進）を制度上明確化）

(2) 医療・介護の連携の推進等（介護保険法、医療法）

- ①「日常的な医学管理」や「看取り・ターミナル」等の機能と、「生活施設」としての機能とを兼ね備えた、新たな介護保険施設「介護医療院」を創設
 - ※現行の介護療養病床の経過措置期間については、6年間延長することとする。病院又は診療所から新施設に転換した場合には、転換前の病院又は診療所の名称を引き続き使用できることとする。
- ②医療・介護の連携等に関し、都道府県による市町村に対する必要な情報の提供その他の支援の規定を整備

(3) 地域共生社会の実現に向けた取組の推進等（社会福祉法、介護保険法、障害者総合支援法、児童福祉法）

- ・市町村による地域住民と行政等との協働による包括的支援体制作り、福祉分野の共通事項を記載した地域福祉計画の策定の努力義務化
- ・高齢者と障害児者が同一事業所でサービスを受けやすくするため、介護保険と障害福祉制度に新たに共生型サービスを位置付ける
- ・有料老人ホームの入居者保護のための施策の強化（事業停止命令の創設、前払金の保全措置の義務の対象拡大等）
- ・障害者支援施設等を退所して介護保険施設等に入所した場合の保険者の見直し（障害者支援施設等に入所する前の市町村を保険者とする。）

●介護保険制度の持続可能性の確保

(4) 2割負担者のうち特に所得の高い層の負担割合を3割とする。（介護保険法）

平成30年8月1日施行

(5) 介護納付金への総報酬割の導入（介護保険法）

- ・各医療保険者が納付する介護納付金（40～64歳の保険料）について、被用者保険間では『総報酬割』（報酬額に比例した負担）とする。（平成29年8月分の介護納付金から適用）